

## 広島県告示第千六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によつて、昭和四十九年広島県告示第百七十八号で指定した海岸保全区域のうち、沖美海岸岡大王地区海岸横網代地先海岸の区域を次のとおり変更する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 海岸名

江田島海岸

### 二 地区海岸名

江田島沖美岡大王地区海岸

### 三 区域

基点一から基点三十までの各点を順次結んだ線により囲まれた区域（基点の標示、角度は真北による。）

### 四 点の位置

基準点 江田島市鹿川字大矢 国土地理院三等三角点「鹿ノ川」（北緯三四度一分四分五秒一七五三、東経一三二度二五分四七秒一五五三、標高一三二・〇二メートル）

基点一 基準点から一八一度一七分三八秒の方向二、〇四〇・二七メートルの点

基点二 基点一から二八一度〇四分二一秒の方向五二・七八メートルの点

基点三 基点二から三四六度二一分一九秒の方向九七・六三メートルの点

基点四 基点三から三四五度三二分〇九秒の方向三九・二三メートルの点

基点五 基点四から三三九度一八分〇一秒の方向二〇・四三メートルの点

基点六 基点五から三二四度四六分四八秒の方向一七一・〇四メートルの点

基点七 基点六から三一七度三五分〇一秒の方向一九・三六メートルの点

基点八 基点七から二九七度二六分五一秒の方向八・三一メートルの点

基点九 基点八から二七五度三三分五二秒の方向二〇三・六五メートルの点

基点一〇 基点九から二七二度四六分五七秒の方向一八八・九六メートルの点

基点一一 基点一〇から三二〇度五六分二二秒の方向四二・五八メートルの点

基点一二 基点一一から三四八度二六分三二秒の方向一二・四四メートルの点

基点一三 基点一二から〇度二〇分四六秒の方向一三・六四メートルの点

基点一四 基点一三から七度一五分一七秒の方向六六・三八メートルの点

基点一五 基点一四から一三度五〇分一六秒の方向三五・二一メートルの点

基点一六 基点一五から六度〇七分三三秒の方向五〇・一四メートルの点

基点一七 基点一六から五度四三分〇〇秒の方向四五・四三メートルの点

基点一八 基点一七から四度三八分〇九秒の方向五三・一四メートルの点

基点一九 基点一八から八度三一分三三秒の方向三九・六一メートルの点

基点二〇 基点一九から一度三八分〇八秒の方向三六・一五メートルの点

基点二一 基点二〇から九度〇九分五二秒の方向五六・一七メートルの点  
基点二二 基点二一から一九度五四分四五秒の方向二九・六八メートルの点  
基点二三 基点二二から二七度五九分四三秒の方向五〇・六九メートルの点  
基点二四 基点二三から一八八度五二分三二秒の方向三一七・九二メートルの点  
基点二五 基点二四から一八五度二一分〇一秒の方向一三五・七五メートルの点  
基点二六 基点二五から一四〇度一八分三七秒の方向九〇・五七メートルの点  
基点二七 基点二六から九四度三九分〇六秒の方向三九七・五五メートルの点  
基点二八 基点二七から一四六度四四分三五秒の方向一七〇・五三メートルの点  
基点二九 基点二八から一六二度三三分三三秒の方向一五五・〇七メートルの点  
基点三〇 基点二九から一〇四度一八分一六秒の方向七七・四九メートルの点  
基点一 基点三〇から一六度一〇分五五秒の方向三九・九八メートルの点